

岩手県告示第 602 号

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 7 第 1 項の規定により、調査員養成研修を行う者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 指定した者の名称 財団法人岩手県長寿社会振興財団
- 2 指定年月日 平成 18 年 4 月 1 日